

～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルさぽーとにゅーす

2003年2月発行 <創刊号>

☆ 特集 ☆

一般向け成年後見人養成講座 開催！



たいせつな人を支えるあなたに

一般向け成年後見人
養成講座

日 時 2003年2月1日(土)・2月2日(日)
午後1時30分～4時30分(受付午後1時より)
会 場 大江ビル13階
(地下鉄有明線・中洲駅 徒歩約10分 有明駅西口より西へ徒歩1分)
受講費用 1,000円

主催・問い合わせ先
(社)経済福祉センター・リーガルサポート大塚支部
〒154-0013 大塚市中央区和泉町1丁目1番6号 大塚西武ビル4階内
TEL 03-4790-5643 FAX 03-6341-7757



一般向け成年後見人養成講座開催される！

去る二月二日(土)と二日(日)の両日にわたり、(社)成年後見センター・リーガルサポート大阪支部の主催で、近畿で初の一般向け成年後見人養成講座が開催された。成年後見制度においては、親族など専門家でない方が後見人等になることも多い。制度利用を支援する新しい試みとして注目されるこの講座をレポートする。

一般向け成年後見人養成講座とは

「たいせつな人を支えるあなたに」今回開催された一般向け成年後見人養成講座の告知チラシは、このような一文で始まる。平成一三年度の最高裁判所の統計によれば、後見人等が本人の子や、夫や妻、兄弟などの親族から選ばれるケースが実に八六%にもものぼっており、弁護士や司法書士などの専門家を含めた第三者の後見人の選任は十数%でしかない。「大切な人を支えてあげたい」との気持ちがあっても、法律の専門家でない親族にとつては、「成年後見人はどのようなことをすればよいのか」、「どんなことに気をつければよいのか」等、

講義風景

常に不安がつきない。このようにすでに後見人になっている方や、これから後見人になろうとする方、あるいは成年後見制度をもっと知りたい方を対象に開催されたのが本講座である。リーガルサポートの主催により、平成一三年から東京で開催され好評を博してきたが、今回、リーガルサポート大阪支部が近畿で初めて本講座を企画、去る二月一日、二日の両日にわたって大阪市中央区の大江ビルで開催された。

今回の講座は、一日目に各一時間半の講義を二コマ、二日目も同様に二コマの講義

を受講するものとなっている。希望者は事前に申込みをしたうえで参加となる(なお、参加費用は千円)。

一日目、一時三〇分からの開講であったが、早くも一二時三〇分頃から受講者の来場があり、時刻には受講者の全員がそろった熱心さであった。

リーガルサポート大阪支部の姜信潤支部長のあいさつとガイダンスの後、早速講義が始まった。一コマ目の講義は、梶田美穂会員による「成年後見制度概要」である。梶田会員は、成年後見制度の理念や制度趣旨を述べ、その後、法定後見制度と任意後見制度の概要をイラスト入りのパンフレットを用いながら、わかりやすく説明を行っていた。

二コマ目は、多田宏治副支部長が「申立手続」の講義を行った。まず、法定後見について、どのような場合に利用するか、申立書の作成の仕方、必要書類、費用、申立後の手続の流れなどについて、詳しい説明があった。さらに任意後見についても、利用の

成年後見という制度があることは知っている、具体的などう利用すればいいのかわかるように手続を進めればいいのか、わからずに悩んでいるようである。講座終了後、数人について具体的手続きの相談に入っている。

リーガルサポートには、こういった財産や人権の侵害に警鐘を鳴らし、まずまずの成年後見制度の普及と利用支援に努めていくことが求められている。

また、本講座開催の趣旨のとおり、わが国の高齢者人口の増加を考えると、とても司法書士や弁護士などの専門家後見人だけで後見人等の対応ができるものではない。成年後見制度がさらなる普及をするには、専門家後見人だけではなく、親族が後見人に就任した場合の支援、養成等のサポート体制が不可欠であり、これもリーガルサポートに課せられた重要な役割である。

リーガルサポートは、今後も後見人養成講座を継続して開催していくとともに、さらなる成年後見制度の普及のために声をあげ、実践を続けていく。

仕方や手続きの流れ、費用などについて、自ら体験した事例をもとに説明があり、その後、約二〇分にわたり質問の時間をとると、受講者からは様々な質問が相次いだ。判断能力の審査方法について、専門家の報酬について、任意後見と法定後見の関係について、また、具体的な事例への助言を求める質問も数多くあった。

引き続き二日目、一コマ目は久保田和郎会員が「後見人の職務」について講義を行った。久保田会員は、成年後見制度と、成年後見人制度の法的根拠について概略を述べた後、自らの体験をもとに後見人の事務の説明を行った。財産調査と財産目録の作成、銀行との交渉、裁判所書記官や調査官との打合せ等、苦労談を交えての説明であったが、本人のために後見人の職務を忠実に実行おうとする真摯な姿勢が伝わってきた。

二コマ目は、山本英樹会員が「事例紹介」の講義を行った。山本会員は、依頼者が後見制度を利用しようと思ったきっかけ、後

見人の周辺業務、後見人選任後の仕事、注意事項などを、自らの体験に基づきわかりやすく説明していった。法定後見の事例を二件、任意後見の事例を一件、計三件の具体的事例の紹介であった。

一日目、二日目を通し、受講者の熱心な姿勢が印象的であった。各講義の質疑応答の際には、時間が足りなくなるほど多くの方が手を挙げて質問をされ、また、講義終了後も、講師にかけよって熱心に質問をする姿も見受けられた。

課題 市町村長申立・国の助成

多田副支部長の講義の質疑応答の中で、福祉関係者から「親が障害者の子供の財産を使い込んでいる状況が明らか。何とかしてあげたいが親が後見の申立をするはずもなく、こんな場合、市町村長申立ができるのか」という質問があった。多田副支部長は、「原則的に親族がいる場合は、市町村長申立はかなり難しい。市町村は、『親族がいるのにでしゃばってまでできない』と、親族間のトラブルに巻き込まれることを恐れてしまう。しかし、そもそも親族が財産を侵害したり、虐待をしているような場合には、親族からの申立を期待すること自体不可能なわけだから、市町村長の積極的な申立権の発動を求めていくよう声をあ

さらなる取り組みへ

今回、二日間の受講者は八五名であった。成年後見人の就任者や就任予定者など、当初参加を予想した方は少なかったが、今年四月から始まる支援費制度に備えてであろうか、福祉施設等の関係者の参加が多みられた。その質疑から、高齢者や障害者の入所する施設や病院の現場では、様々な法律問題が発生し、残念なことではあるが、法律を無視して問題が処理されたり、あるいは潜在化する財産被害等も数多くあるように感じられた。福祉施設等の関係者も、



一般向け成年後見人養成講座を受講して

知的障害者施設の女性職員、Kさんは、

「私の勤めている施設には25歳以上の障害者が多く入所しており、その約4割の方の財産管理をしています。前から成年後見の制度には興味があったのですが、支援費制度が導入されるとますます制度の必要性を感じます。今日は興味深い話が聞けてよかったです。もう少し具体例が聞きたかったと思います。」

池田市で民生委員をされている女性Aさんは、

「最近一人暮らしの老人が増えてきているので受講しました。受講の内容には満足していますが、具体的事例と諸費用の説明をもっと詳しくして欲しい。身寄りのないお年寄りもいるので、市町村長の申立と手続等についても講義して欲しい。」

大阪市の主婦Bさんは、

「現在、義父母の介護をしている。最近義父の痴呆が進んできたので、主人を候補者として法定後見の申立をしようと考えています。申立手続の講義が参考になりました。今後、講座があれば受講してみたい。具体的な注意点や手続のこまごました所などを講義してほしい。」

社会福祉士の男性のCさんは、

「仕事上、成年後見制度には興味があったので受講しました。丁寧な講義で分かりやすかった。それにしても司法書士がこんなに熱心に活動しているのを知って驚いた。」

ケアマネージャーをされている女性Nさんは、

「制度趣旨は分かるが、私が世話している男性は身寄りがなく、身の回りの事も自分では出来ない。本人は家からどこにも行きたくないと言っているが、特別養護老人ホームに入れた方がいい。しかし私では契約も出来ないし市町村も動いてくれない。こんな場合はどうしたらいいのかわからないので参加しました。」

～受講後アンケートから～

リーガルサポート主催の成年後見人養成講座の受講ありがとうございました。
受講後のアンケート結果を報告いたします。（参加者85名中、68名回答）



1. 講義の内容はいかがでしたか？
①良くわかった 40人 ②難しかった 9人 ③どちらともいえない 16人
2. この講座に申し込まれた理由（動機）をお聞かせ下さい。
①成年後見人に就任している 0人
②成年後見人に就任予定 5人
③具体的な相談を受けている 13人
④将来、職業としての成年後見人を目指している 6人
⑤成年後見制度に関心がある 32人
⑥その他 12人
(任意後見契約を結んだから/福祉施設の関係者で支援費制度に備えて/自分の将来のために勉強したい など)
3. 性別は？
①男 33人 ②女 35人
4. 年齢は？
①20才未満 0人 ②20才代 8人 ③30才代 8人 ④40才代 12人 ⑤50才代 21人 ⑥60才以上 19人
5. 職業は？
①会社員 5人 ②福祉関係者 27人 ③医療関係者 10人 ④自営業 7人 ⑤主婦 5人
⑥その他（公務員 行政書士 社会保険労務士など）
6. 今後どのような内容の講座を希望しますか？
(・知的障害者等が成年後見制度を具体的にどのように利用できるかについての講座を希望する。)
(・様々な具体的な事例をもっと聞きたい。)

今年四月から、障害者のサ

ービスについても契約に基づいてサ

ービスを利用する新しい制度(支

援費制度)が始まります。

◆支援費制度はどのような制度

ですか？
◇障害者福祉サービスの提供に
おいて、一人ひとりの利用者に
対してサービスの利用に必要な
費用を給付する制度です。この
制度により、福祉サービスの提
供を受けるために、利用者は自
分の意思でサービスを選択でき
るようになり、直接在宅サービ
ス事業者や障害者施設と契約を
結ぶこととなります。なお支援
費の対象となるサービスを提供
する事業者・施設は、都道府県知
事(または指定都市・中核市の市
長)が厚生労働省令の定める基
準にもとづいて指定を受けた「指

定事業者・施設」に限られます。

◆支援費制度導入の趣旨は？

◇障害者の自己決定権を尊重し
てサービスを利用するという、新
しい仕組みを構築することです。

「契約」によって、利用者はサ
ービスの購入者・消費者として
の権利性が高まり、指定事業者・

施設は障害者から選ばれたため
に利用者本位のサービス提供へ
の転換を図ることでサービスの
質の向上が期待されます。

◆それでは契約当事者として能
力はどういうふうに考えたらよいの
でしょうか？

◇本来ならば意思能力にハンデ
イをもつ知的障害者などの場合、
「成年後見制度」や「福祉サービ
ス利用援助事業」を活用して契
約を支援してもらう必要があり
ます。しかしこれらの制度の利
用は、まだ十分に活用されてい
ないのが現実です。

そこで国(行政)の成年後見制
度に対する利用支援策が期待さ

れるところなのですが、現在の
ところ、身寄りがなく身寄り
があってもその方からの申し立
てを期待できない知的障害者の
方についての成年後見制度の市
町村申し立てに要する経費及び
後見人等の報酬の全部又は一部
が助成される「成年後見制度利
用支援事業」が実施されるだけ
にとどまっています。

そのため厚生労働省は、「成
年後見制度の十分な活用、普及
が図られるまでの間は、利用者
本人の意思を踏まえることを前
提に、本人が信頼する者が本人
に代わって契約を行うことも、
サービスの円滑な利用を確保す
るためにやむを得ない場合があ
るものと考えている。』として、
第三者が代わって契約すること
を容認し、成年後見制度をより
使いやすいものとする工夫はな
されないようです。この厚生労
働省の姿勢は、「こ」でいう「本人
が信頼する者」を限定的に例示
しない点など、障害者の利益を
損なう結果にもなりかねません。
第三者が本人の名で契約するこ
とがあたりまえのこととならな
いように注意する必要があります。

しかし、仮に契約当事者とし
ての能力があったとしても、利
用者本人の社会経験や判断力か
ら何らかの支援を要する必要性
も考えられます。

また、利用者によっては提供さ
れるべきサービスがなければ生
存や生活が成り立たないという
ことも考えられますので、能力
以前に、事実上の契約をするし
かない場合もあるでしょう。

◆成年後見を要する場合、成年

後見人が選任されるまでの間の
サービスはどうなるのでしょうか？
◇市町村は、支援費の対象とな
るサービスでも、例外的事例に
対しては措置制度を適用しても
よいことになっています。厚生
労働省の例示の中に「意思能力
が欠けていること等により、契
約によるサービス利用が期待で
きない状況であり、かつ、成年後
見人の選任まで待たずにサービ
スを提供する必要があると認め
られた場合は、後見人が選任さ
れるまでの間、措置によりサー
ビスを提供することも想定され
る。」と記載されています。従つて、
後見人が選任されるまでの間は
措置によるサービス提供、成年

後見人が選任された後は支援費
制度によるサービス利用という
ことになります。

ただし、このような場合でも「市
町村は措置によりサービスを提
供しなさい」とはなっていない
ことに注意が必要です。

◆障害者自身が身近で適切な相

談を受けられるのでしょうか。
◇相談業務は、サービス選択の
ための相談や指定事業者の情報
提供等に関し、市町村が責任を
もって取り組むこととされてい
ます。併せて多様な主体が相談
業務の担い手となることが期待
されています。リーガルサポー
トは、他の相談窓口や相談機関
との連携も図りつつ、契約に関
する成年後見制度等の活用に関
する相談や、契約の効力・履行や
損害発生にかかわる問題の相談
などの担い手として積極的に相
談業務に取り組むこととなりま
す。私たちは、現在でも電話や面
接による無料相談の窓口を開い
ていますので、今後も障害者の
方やそのご家族の方などが、気
軽に相談を受けられるようにし
なければならぬと考えていま
す。

実践！ 成年後見 ～任意後見～

リーガルサポート大阪支部の社員が取り組んだ実例を紹介いたします。
(なお、プライバシー保護のため一部内容を変更しています。)

Kさん(男性68歳)は奥さんを亡くし、胃潰瘍で入院されていた。子供はいない。他に特に本人に思い当たる身内はいない。介護度4で車イス生活。50代の頃に患った脳梗塞の後遺症のため右半身が麻痺されている。そのため、話言葉がやや聞き取りにくい。だが、痴呆ではない。

当初、Kさんはいきなり弱っておられた。だが、幾度か面談をし、契約の趣旨を理解され、移行型の任意後見契約(※注)を締結することとなった。入院されているため、公証人には病院まで出張してもらった。

とりあえず、代理人としてお世話できるようにしたのだが、まず最初の問題は、空家になったままの府営住宅。帰ってくる見込みがないのなら、早く引き払ってほしいという。だが、本人

の住所の問題がある。引き払ってしまえば、住所がなくなってしまう。実際の居所は病院である。そこで、病院にお願いし、病院を本人の住所とし、府営住宅を引き払った。

次に本人の居場所。胃潰瘍で入院中は一般病棟だが、治癒すれば退院しなければならぬ。空きができれば、介護療養病棟に移るということだった。これは、心配することなく移動できた。ここに、当分の間いることができるのかなあと思っていたところ、経過良好で、ほどなく、主治医の退院許可がでてしまった。

また、次の移動先である。特別養護老人ホームが、ずっと居れる場所なので、一番いいのだが、急に入れるものでもない。とりあえず、入院するまで居た老人保健施設に空きが出たということ

で、一ヶ月ほどまって、無事移動。だが、ここにも六ヶ月ほどしかいることは出来ない。本人はいったって、お元氣である。この施設の職員の協力で、新設の特別養護老人ホームの状況をおしえてもらいアタックすることにした。が、申し込みを受け付ける施設は一ヶ所しかなく、時が流れるのを待つしかない状態だった。

Kさんの場合、落ち着き先さえきまれば、特に複雑な親族関係があるわけではなく、やまほどの財産があるわけでもない。老人保健施設にいた間は特に変わった様子もなく、平穩にすごしておられた。冬ものの衣服を買ったり、ミニラジオを買って届けたりして本人と面会していた。

やっと新設の特別養護老人ホームの受付時期となり、郵送で申し込んだ。だが、たとえ、入居

が決まっても、移動は何か月か先になる模様。そこに、突然老人保健施設から私に連絡が入り、関連施設の特別養護老人ホームに空きが出たとのこと。急いで、出向き、急遽入居が決まった。受け入れ先の施設では、任意代理人がついている人は初めてというところで、緊張されている感じがした。だが、「意外と柔らかい」と安心されたようであった。だが、私の立場としては、家族同様ではあるが、家族ではない。世帯が私とKさんと一緒だと思われたりして、困惑した。

さて、原則、月に二回訪問する時に本人の状況の報告を受けること、大きな変化は直に連絡を受け、都合が付き次第、駆けつけることなどを、特別養護老人ホームの職員の方との打ち合わせの際に言った。

Kさんの落ち着き場所がとりあえず決まった。一段落である。あとは、Kさんがより楽しく毎日を過ごしてくれることを、望むばかりである。

リーガルサポート大阪支部社員
北本 由香

※注「移行型の任意後見契約」

任意後見契約とともに財産管理や見守りの委任契約を同時に結ぶ契約方式、すぐに委任事務を開始することが可能となり、かつ、将来の任意後見人が当初から関与することで、本人の状況を把握しやすく、また、お互いの信頼関係を築きやすい。任意後見契約に移行しても、本人にふさわしいサポートが行われやすいメリットがある。

成年後見相談室

《質問》

知的障害を持つ息子の将来の生活が心配です。

私は夫の残した家に息子と住んでいます。預貯金等もあり、賃貸アパートの家賃で現在生活には支障ありません。結婚した娘夫婦とは折合いが悪く、頼るのは無理だろうと思います。なんとか息子が私の死後、生活できるようにしておきたいのです。

《回答》

息子さんの障害の程度により、いろいろな方法が考えられます。軽度の場合、息子さんに意思能力があれば、任意後見契約を息子さん自身が結ぶことができます。社団法人成年後見センター・リーガルサポートを、任意後見人として契約することも出来ます。この場合、個人を後見人とするより長期にわたって後見等をする事が可能になります。また、息子さんの判断能力が不十分な場合、お母さん自身を成年後見人等の候補者として、息子さんの法定後見の申立をすることも可能です。息子さんの判断能力の状態により後見、保佐、補助のいずれかを選び申立をします。信頼できる知人、司法書士、弁護士等がいれば、お母さんと共同で成年後見人等になってもらうのもよいでしょう。お母さんが単独の後見人の場合に、お母さん自身が万一の場合には、家庭裁判所で後任の後見人等を選任します。

また娘さん夫婦に頼れないとのことなので、お母さん自身の老後についても考えておくべきです。信頼できる方を受任者として、財産管理契約及び任意後見契約を公証役場で締結しておき、身体が不自由になってきた場合、財産管理を受任者の方にお願します。お母さんの判断能力が衰えてきたら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をし、任意後見人は、財産管理をしながらお母さんと息子さんの身上監護をすることになります。後見契約とは別に遺言書も作成されることをお勧めします。自宅を生前に息子さんに贈与することも含めて、司法書士等に相談された方がよいでしょう。

リーガルサポート大阪支部講師派遣実績

平成14年度の講師派遣実績は次のとおりです

1月21日(月)	堺市介護支援ネットワーク協議会
1月23日(水)	淀川区役所健康福祉サービス課
2月15日(金)	大阪医療秘書福祉専門学校(昼間・夜間)
3月14日(木)	堺市役所
3月27日(水)	大阪市淀川区役所健康福祉サービス課
4月18日(木)	堺市役所定例会
5月21日(火)	在宅サービスセンターゆづり
6月19日(水)	八尾市福祉施策室
8月29日(木)	住之江区高齢者サービス調整チーム
9月17日(火)	堺市堺区福祉総合センター
10月10日(木)	福島区高齢者サービス調整チーム
10月16日(水)	美原町役所高齢福祉課
10月23日(水)	日本教育クリエイティブ
10月26日(土)	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
10月30日(水)	生野区老人福祉センター
11月9日(土)	リーガルサポート徳島支部
11月13日(水)	有料老人ホーム サンピナス宝塚
11月30日(土)	滋賀県司法書士会
12月11日(水)	奈良県司法書士会
12月17日(火)	箕面市宅地建物取引業協会・大阪府宅地建物取引業協会箕面市支部
12月18日(水)	淀川区役所健康福祉サービス課

(社)成年後見センター・リーガルサポート大阪支部では、成年後見制度に関する講義、勉強会、相談会などへの講師、相談員を派遣しています。お問い合わせは左記まで。

電話 〇六・四七九・五六四三
FAX 〇六・六九四・七七六七

「リーがるさぽーとにゅーす」創刊に寄せて



社団法人成年後見センター・リーガルサポート
大阪支部 支部長 姜 信潤

リーガルサポート大阪支部は、設立して3年を迎えました。この間、支部会員による成年後見制度に関する電話相談、面接相談をはじめとする各種相談活動、各種団体への講師派遣、また家庭裁判所に選任された支部会員による法定後見事務及び、支部会員と依頼者との任意後見契約による任意後見事務等、成年後見制度を支える職能団体としてさまざまな実践活動を行ってきました。

この度、リーガルサポート大阪支部の実践活動をより多くの皆様に知って頂くと思い、「リーがるさぽーとにゅーす」を発刊することとなりました。

この「リーがるさぽーとにゅーす」は成年後見制度に関する最新情報をリーガルサポート大阪支部から発信することにより、皆様のお役に立てること、また皆様からの意見や質問などを寄せて頂くことで、今後の支部の活動の参考にさせて頂くことを目的としています。そこで本創刊号では、最近開催した一般向け成年後見人養成講座の内容を特集記事としました。

この養成講座は、広く市民に開放された講座で、内容は、どのような場合に成年後見が必要なのかという制度概要の説明に始まり、成年後見制度を利用したい人のための家庭裁判所への申立手続の説明、成年後見人に選任された場合、具体的にどのような仕事をするのか、またその際に注意する点は何なのか、更に実際に成年後見人として実務を行っている支部会員からの仕事の具体的な紹介などです。

当日は、多くの市民の方々が熱心に受講されました。リーガルサポート大阪支部では、今後も一般向け成年後見人養成講座をはじめとする市民を対象としたさまざまな活動をする事により、成年後見制度発展のための「翼」を担いたいと思っています。

この「リーがるさぽーとにゅーす」の発刊により、皆様からのご意見、ご質問が数多く寄せられる事を期待致しまして発刊のごあいさつとさせて頂きます。

お役立ちサイト

(社)成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/> 大阪司法書士会 <http://www.osaka-shiho.or.jp/>

成年後見制度、高齢者・障害者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接で相談に応じています。何でもお気軽にご相談下さい。

【電話相談】

電話番号 〇六・四七九〇・五六五六

日 時 土・日曜日・祝日を除く毎日

午後二時～午後四時

【面接相談】

日 時 毎週木曜日(但し祝日は除く)

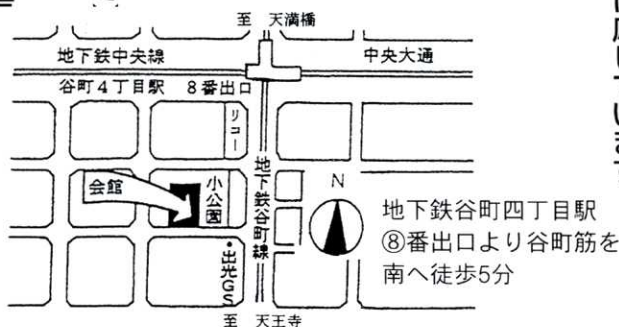
午後二時～四時

予約不要

(受付時間 午後三時三十分まで)

場 所

大阪司法書士会館
大阪市中央区和泉町二丁目一番六号
電話 〇六六九四二五三三



●編集後記

今年はインフルエンザが猛威をふるっています。これから徐々に気温がゆるむとは言え、寒気のゆりもどしで、まだまだ急な冷え込みがあり油断できません。二月のことを如月(きさらぎ)と言います。本来の意味は、草木が春を迎える準備に芽を張り出すことを言うのだそうですが、言葉のひびきにちなんで、一説には、「衣更着」と書いて、寒さしのぎにもう一枚着物を重ねるという意味もあるそうです。気候も心も同じで、心に不安や心配事があるときは、準備と用心と言う着物をもう一枚重ね着することが大切だと思います。リーガルサポートが、みなさんを安心させるためのもう一枚の着物になれば、そう願っています(市原)。